

北海道告示第10867号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年5月31日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その18)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 鳥獣被害防止総合対策事業 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律134号)により市町村が作成する被害防止計画に基づき、地域が取り組むエゾシカなどの野生鳥獣による農作物等の被害防止活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。				農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 整備事業	別記1のとおり	別記1に掲げる補助対象者が行う鳥獣被害を軽減する被害防止施設の整備等に要する経費のうち、次に掲げる区分に係るもの (1) 鳥獣被害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案	別記2のとおり					

(2) 推進事業	別記1のとおり	<p>別記1に掲げる補助対象者が野生鳥獣による農作物被害防止活動を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる区分に係るもの</p> <p>(1) 被害防止活動推進</p> <p>① 推進体制の整備</p> <p>② 有害捕獲</p> <p>③ 被害防除</p> <p>④ 生息環境管理</p> <p>⑤ サル複合対策</p> <p>⑥ クマ複合対策</p> <p>⑦ 鳥類複合対策</p> <p>⑧ 他地域人材活用</p> <p>⑨ ICT等新技術の活用</p> <p>⑩ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>(2) 実施隊特定活動</p> <p>① 大規模緩衝帯整備</p> <p>② 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p> <p>① 販売拡大支援</p> <p>② 搬入促進支援</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化</p> <p>① 実施隊員の人材育成</p> <p>② 新規猟銃取得支援</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築</p> <p>(8) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(9) ICTの活用による情報管理の効率化</p>	別記3のとおり					
(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	別記1のとおり	<p>別記1に掲げる補助対象者が農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費のうち、次に掲げる区分に係るもの</p> <p>有害捕獲</p>	定額					
(4) 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業	別記1のとおり	<p>別記1に掲げる補助対象者が行う鳥獣被害を軽減する被害防止施設の整備に要する経費のうち、次に掲げる区分に係るもの</p> <p>鳥獣被害防止施設</p> <p>① 新規整備</p> <p>② 再編整備</p>	別記4のとおり					